

令和2年第1回永平寺町議会定例会議事日程

(18日目)

令和2年3月13日(金)

午前10時00分 開議

1 議事日程

- 第 1 議案第 6号 令和2年度永平寺町一般会計予算について
- 第 2 議案第 7号 令和2年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 3 議案第 8号 令和2年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 4 議案第 9号 令和2年度永平寺町介護保険特別会計予算について
- 第 5 議案第10号 令和2年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について
- 第 6 議案第11号 令和2年度永平寺町下水道事業特別会計予算について
- 第 7 議案第12号 令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第 8 議案第13号 令和2年度永平寺町土地開発事業特別会計予算について
- 第 9 議案第14号 令和2年度永平寺町上水道事業会計予算について
- 第10 委員会の閉会中の継続審査について
- 第11 委員会の閉会中の継続調査の申出

2 会議に付した事件

- 第 1 議案第 6号 令和2年度永平寺町一般会計予算について
- 第 2 議案第 7号 令和2年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 3 議案第 8号 令和2年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 4 議案第 9号 令和2年度永平寺町介護保険特別会計予算について
- 第 5 議案第10号 令和2年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について
- 第 6 議案第11号 令和2年度永平寺町下水道事業特別会計予算について

第 7 議案第 1 2 号 令和 2 年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について

第 8 議案第 1 3 号 令和 2 年度永平寺町土地開発事業特別会計予算について

第 9 議案第 1 4 号 令和 2 年度永平寺町上水道事業会計予算について

追加日程第 1 議案第 2 5 号

永平寺町上志比特産加工直売施設条例を廃止する条例の
制定について

追加日程第 2 議案第 2 6 号

永平寺町情報板施設条例を廃止する条例の制定について

第 1 0 委員会の閉会中の継続審査について

第 1 1 委員会の閉会中の継続調査の申出

3 出席議員（14名）

- 1 番 松 川 正 樹 君
- 2 番 上 田 誠 君
- 3 番 中 村 勘太郎 君
- 4 番 金 元 直 栄 君
- 5 番 滝 波 登喜男 君
- 6 番 齋 藤 則 男 君
- 7 番 奥 野 正 司 君
- 8 番 伊 藤 博 夫 君
- 9 番 長 岡 千恵子 君
- 1 0 番 川 崎 直 文 君
- 1 1 番 酒 井 和 美 君
- 1 2 番 酒 井 秀 和 君
- 1 3 番 朝 井 征一郎 君
- 1 4 番 江 守 勲 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町 長 河 合 永 充 君

副	町	長	山	口	真	君
教	育	長	室	秀	典	君
消	防	長	朝	日	光	彦
総	務	課	長	平	林	竜
財	政	課	長	川	上	昇
総	合	政	策	課	参	事
会	計	課	長	酒	井	宏
税	務	課	長	清	水	昭
住	民	生	活	課	長	佐
福	祉	保	健	課	長	木
子	育	て	支	援	課	長
農	林	課	長	野	崎	俊
商	工	観	光	課	長	森
建	設	課	長	家	根	孝
上	下	水	道	課	長	原
上	志	比	支	所	長	山
学	校	教	育	課	長	多
生	涯	学	習	課	長	清

6 会議のため出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	坂	下	和	夫	君
書					記	坂	ノ	上	恵	美
書					記	竹	内	啓	二	君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（江守 勲君） 各議員におかれましては、何かとご多用のところご参集いただき、ここに18日目の議事が開会できますこと、心から厚くお礼申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染予防のため、3月2日より議場に入る議員、理事者及び傍聴者を含め、全ての方に手洗い、消毒、マスクの着用及び検温することにいたしましたので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長並びに各課長の出席を求めてあります。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に、滝波議員より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 貴重なお時間を頂きまして、発言をさせていただきます。

私の、一般会計予算第2審議総括質疑におきまして、一部、発言訂正をさせていただきましたが、私の言葉足らずの発言によりまして趣旨が十分通じず、結果として配慮に欠けた発言、そして不快な思い、心を傷つけるようなことになってしまいました。心よりおわびを申し上げます。今後このようなことがないように、発言には十分注意をまいります。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

暫時休憩いたします。

（午前10時03分 休憩）

（午前10時12分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

本日の日程ですが、お手元に配付の議事日程表により議事を進めてまいります。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第6号 令和2年度永平寺町一般会計予算について～

～日程第2 議案第7号 令和2年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について～

～日程第3 議案第8号 令和2年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について～

～日程第4 議案第9号 令和2年度永平寺町介護保険特別会計予算について～

～日程第5 議案第10号 令和2年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について～

～日程第6 議案第11号 令和2年度永平寺町下水道事業特別会計予算について～

～日程第7 議案第12号 令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について～

～日程第8 議案第13号 令和2年度永平寺町土地開発事業特別会計予算について～

～日程第9 議案第14号 令和2年度永平寺町上水道事業会計予算について～

○議長（江守 勲君） 日程第1、議案第6号、令和2年度永平寺町一般会計予算についてから日程第9、議案第14号、令和2年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの9件を一括議題とします。

これより第3審議を行います。

議案第6号から議案第14号までの9件について、1件ごとに行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

日程第1、議案第6号、令和2年度永平寺町一般会計予算について、自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 金元です。

2020年度予算案への討論ということですが、例えば、10月から高卒までの医療費の助成とか、学校給食の無償化を続けていることとか、ある意味、町民に喜ばれる、また町民にとって必要な予算のあることは認めます。

ただ、今年度予算の反対討論の第1は、やはり幼稚園、幼児園の統廃合と民営化、その方針と進め方です。これは今の行政運営上、最大の問題として浮き彫りになっているのではないかと私は思っています。

この問題は少し言わせていただきますけれども、1つは、進め方という点では、町が方針をつくり上げる過程で、該当地域住民と協議すべきではと私たちは思っているのですが、やはり住民への説明が鍵。

しかし、その方向性が、行政の進める方向では、方向性を議会と決めてからというのでは、これはやっぱり進め方が逆ではないか。議会が方向性を決めたから統廃合の方向へ進むのだという進め方は、私は問題だと思っています。特に統廃合の進め方で言いますと、アンケートで求められている内容とはあまりにも捉え方が違う。将来そういうこともあるだろうという声も含めて、統廃合の方向を示しているという説明になっているところです。

3つ目は、この町の子育て支援のまちというまちづくりの柱を捨てることにならないかという心配があります。ある意味、これまで積み上げてきたものをこうも簡単に投げ捨ててしまうのかなという思いも、私は、これに携わってきた関係上、すごく思いがあります。

4つ目は、民営化についても、住民はアンケートで、その結果を見ましても求めているし、子育ては町が責任を持つは、保護者にとっても安心でした。この民営化は保育士の身分まで危うくする問題だと私は思っています。さらに、町のお金、町外流出、委託すればそういうことにつながる可能性もありますから、こういう考えも民営化一本の方向で進むというのはどうかと思っています。

5つ目です。これが20人程度という答申が全てという進め方には、やはり少人数保育のよさをことごとく否定している内容も含めて、一方的な見方、進め方と私は思っています。特に文部科学省が学校の統廃合の言い分を示していますけれども、これとほぼ同じ内容での進め方、説明となっている点も、やはりしっかり見ていく必要があると思っています。

6つ目には、さらに心配なのが、この幼稚園や幼児園の統廃合、ひょっとすると地域じまいにつながらないかということです。これまで地域振興を取るだけ取ってきた、やってきたという状況が見えるのならいいのですけれども、そういう

ことがほぼ取り組まれずに、そのまんま地域の規模そのものを摘み取ってしまうのではないか。

こういうことを考えると、やはり町が地域振興の方向性をここで示して、さらに取り組んだその後になんかという論議が必要ではないかと思っているわけです。この進め方、僕は、まちづくりの方向性を一変させることにつながる進め方にならないか。さらに、答申の内容が独り歩きしているだけに、この進め方が学校の在り方にも、慎重な答弁はあるのですが、方向にも影響を及ぼすことにならないかという心配があるということが反対の理由の第1です。

2つ目は、まちづくり、スーパーの撤退の問題です。町のやってきたことに関係ある中で、やっぱり安心して暮らし続けられるまちにするために何が必要なのか、何を残すのか。やっぱりまちづくりの一つの柱として、歩いて行けるとところに店を残すというまちづくりの方向性は、全国至るところで取り組んでいます。町は民間のことには口出ししないと申しますが、都市計画というのは規制と誘導です。大いに町は口出しすべきです。この点で町の責任と町の方向性が見えないのは、寂しい限りです。

反対の3つ目ですが、地域づくりの方向性、これから将来社会の中で必要な恒常的な組織づくりも町は必要だと。ここは一致しているのですが、具体的なところで、この間、私は迷走していると思っています。

これらを考えると、今年度の予算、また行政運営の方向性を見てみると、町は今、大きな岐路に立っていると私は思っています。今こそ、慎重に進めるためにも今年度予算の執行を含めて十分考えていく必要があるという立場から、反対の立場を取ります。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 私は、賛成の立場で発言をさせていただきます。

まず、今、金元議員がおっしゃった幼稚園、幼児園の件につきましては、幾つか挙げられた内容で議会が決めたからということがあったのですが、行政からは、議会が住民の代表であるのでその意見を伺いたいというふうな趣旨を聞いております。また、アンケートと異なるという分では、時期が来たら検討すべきという回答もありましたので、既にその時期に私は来ていると感じております。生産年齢人口が減少し、2025年にピークを迎える超高齢化社会になったとき、そのときにはもう既に手後れであるというふうに私は思っております。

子育ては町が責任を持つというお話につきましては、町長の所信表明にもありました、永平寺町の子どもたちの将来のために環境整備と安全、安心を確保すべく計画策定に取り組みたいと所信を述べられておりますので、それが答えになるのではないかと思います。

また、「20人がよい」と発言がありましたが、「20人程度が好ましい」というふうな内容になっていたかと思えます。

ほかにもありますが、このような観点から、この1件を含めて、予算に対しては賛成の立場で意見いたします。

○議長（江守 勲君） ほかに討論ありませんか。

では、原案に反対者の発言を許します。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） それでは、反対の立場から討論をさせていただきたいと思えます。

今一般会計予算案は、福祉、教育、子育て、防災、インフラ整備など、住民生活の基礎となる必要な予算であります。それは当然認めるものであります。

しかし、まず1点目、少子・高齢化、人口減少が進む時代にあって、地域づくり活動は、日常生活介護を守り、人口減少に歯止めをかけることが重要と考えております。住民が自ら考え行動する組織を、まず各地域の公民館を拠点としながらつくり上げる、支え合いのまちづくり、持続可能な共生社会の実現に向けた取組がまず1番の必要性だと思います。その方針に鑑み、その計画性、また予算性、そういう処置が本予算の中には含まれておらないというふうに思えます。

2点目です。幼保園の統廃合につながる再編成案については、今後予想される少子化から、幼児期のあるべき姿、国の指針である1クラス20名程度の数の合わせの再編になっていないか。それぞれの地域性や周辺地域の衰退を招く形となり得ないか。若者や子どもたちがその地域から減少の加速を招き得ないという計画と言わざるを得ないと思っております。また、地域住民とのコンセンサスについても明確に示されていない点があると思えます。

3つ目。同じような進め方の中で、小中学校の適正配置検討、永平寺町の学校のあり方検討委員会を今進めようとなっております。国の方針のみならず、小規模校のメリットや有意義性、これは国も示している中にありながら、これらのことを、人口減少、若者定住、支え合いのまちづくり、持続可能な共生社会、地域振興も含む全てのところから鑑みれば、予想される児童生徒の数——クラス編成

ですけど——だけの再編にはなっていないか。小中学校区の地域の住民の意見、また理解を得るということが先であり、また行政としてもこれからこうあるや、このようなまちにしたいというまちづくりを示す中からこの学校の在り方を検討すべきである。それが順序じゃないかというふうに思っております。そういう点の疑問な点があるということでもあります。

4つ目。観光振興や商工振興の補助事業に見られるように、にぎわいやイベントによる交流人口増に対するI o T推進、それから越前加賀インバウンド推進、ブランドの推進、周遊、滞在型など、各事業もそれぞれの年度で費用対効果がもうそろそろ考える時期に来ていると思います。総合的に鑑みて、これを継続するのか、またはどう見直していくのか、そういうものの方向性が明記されないまま、示されないまま予算化がされているというふうに思っております。

5つ目。社会資本整備交付金事業とか費用対効果や、整備後の方針の計画性や町施設等の指定管理の在り方、それはどうしていくのか。また社会教育費の目的や要綱についてもまだ不十分な説明というふうに思っております。こういうことから、今後の少子・高齢化、人口減少に歯止めをかけ、永平寺町として支え合い共生社会を目指すための本予算については、非常にある面ではまだ心もとないと思っております。

そういうことから反対の立場を取らせていただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 令和2年度の一般会計予算については、新規の事業として26、そして拡充が15、継続28の主要な事業について審査を行いました。審査に当たっては、第2次永平寺町総合振興計画、そして創生総合戦略、また各施設における長期保全・再生計画、これらの計画を捉えて審議を進めてまいりました。その結果、令和2年度の予算編成が妥当であり適切であるということで賛成いたします。

年々増加します、そして今後も増加するであろうという空き家対策の事業が拡充された予算になっております。制定されます空き家等計画に基づいて、各課にわたる空き家の利活用、そして撤去といった各事業について、しっかりと各課連携の下に着実に進めていただきたいと思います。

地域づくりの事業として、継続の包括支援事業、そしてさらに令和2年度は地域づくり応援事業補助金が計上されております。包括支援事業の支え合いのまち

づくり支援、そして地域づくり応援事業補助金の参画、協働のまちづくり推進により地域住民の自主的なまちづくりが促進され、地域の連携を促し、活力あるまちづくりにつながるこれらの事業をよりよく、各課連携の下に実行していただきたいと思います。

このことを申し添えて、賛成討論とさせていただきます。

○議長（江守 勲君） ほかに討論ありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第6号、令和2年度永平寺町一般会計予算についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（江守 勲君） 起立多数です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第7号、令和2年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 令和2年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算についての反対討論です。

国民健康保険税は今、県下一任になっています。医療費を引き下げるためということで行っている町の健診の強化、これへの支援については評価しているところですが、現実的には急性期病院などが近くにあり、なかなか医療費が下がっていないのが現実です。

ただ、この間、消費税も含め、住民の負担は限界に来ていると言われていました。消費税の引上げは福祉のために使うということでした。自治体にもこれらのお金が入ってきていることから、法定外繰入れで一定額の引下げを考えるべきだと

私は訴えてきました。町としての対策が2年に1回の保険料の見直しという、そういう答弁も聞いていますが、これだけでは、苦しい住民生活に取ってみると寂しい限りだという立場から、反対の立場を取ります。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 私は、この国民健康保険特別会計について賛成の討論をさせていただきたいのですが、これまでの国保会計の推移を見ていますと、1人当たりの医療費が年々増加しています。保険料は改定され、県下トップの水準となっていますが、保険会計の安定を保つことが大切だというふうに考えています。

今ほど金元議員の発言で法定外繰入金を入れてはというお話もありましたが、それを速やかに実行するならば、一般会計のほかの部分での負担ができなくなる、要するに一般会計が苦しくなっていくというふうにも考えられます。確かにおっしゃるように、納付者にとってみれば、一円でも保険税が安いというのはうれしいのですが、何よりも今の現段階では国保会計が安定して推移していくことを願っております。

よって、賛成とさせていただきます。

○議長（江守 勲君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第7号、令和2年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（江守 勲君） 起立多数です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第8号、令和2年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより、議案第8号、令和2年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算につ

いての件を採決します。

この件を採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第9号、令和2年度永平寺町介護保険特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番(金元直栄君) 令和2年度永平寺町介護保険特別会計予算についての反対討論です。

国は、全世代型社会保障の改革ということを示しています。この内容では基本、被保険者の負担増で給付の削減を狙っているという方向が示されています。さらに、軽度者については介護保険外しの方向すら示されているところです。また、ケアシステムの構築でボランティアが地域の高齢者の見守りをとの方向も示しています。この方向は、自助、共助と行政の責任を地域に押しつける方向にもなっていると言われているのですが、いずれにしても、介護保険が低所得者に利用しにくい制度になりつつある中では、地域にあっても恒常的組織づくりで見守りできる体制づくり、つまり組織づくりは、単に福祉課の取組だけでなく、全庁的に取り組むべきではないかと私は思っているところです。これへの具体的な踏み出しがなかなか見られていないというのが一つです。

それに、やはり介護保険をめぐる不幸な事件が社会的にも大きな社会問題になっています。これらの解決のためには、やはり被保険者、また介護者にも心を寄せて、身近に利用できる介護保険にしていくことが今こそ大事だということから、私は、もっと行政としても町の福祉事業でも介護保険に頼らない施策を展開する必要があるという立場から、反対の立場を取ります。

○議長(江守 勲君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 私は家で介護をしておりますけれども、介護をしている者にとって、介護保険のサービスのありがたさを常々感じております。介護保険サービスの分を全て自分で行うということになりますと大変な労力が必要ですし、一人では無理で、絶対に介護できる状況ではないと思っております。地域での助け合いといっても、近所の方がどこまで手助けしたらよいか判断するのも難しいし、また、お手伝いをお願いしますということもなかなか言いにくいものだというふうにも考えております。独居者や老老世帯の増加により、介護サービスの増加は必然的というふうにも思っております。

ますます高齢化が進む中で、その対応は現在、社会福祉協議会と担当課の問題となっておりますけれども、担当課だけの課題ではなく、全庁挙げて取り組む体制が不可欠と考えます。それを念頭に置いて、賛成の立場を取らせていただきたいと思えます。

○議長（江守 勲君） ほかに討論ありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第9号、令和2年度永平寺町介護保険特別会計予算についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（江守 勲君） 起立多数です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第10号、令和2年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより、議案第10号、令和2年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第11号、令和2年度永平寺町下水道事業特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより、議案第11号、令和2年度永平寺町下水道事業特別会計予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第12号、令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより、議案第12号、令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第13号、令和2年度永平寺町土地開発事業特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより、議案第13号、令和2年度永平寺町土地開発事業特別会計予算につ

いての件を採決します。

お諮りします。

本件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第14号、令和2年度永平寺町上水道事業会計予算について、自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより、議案第14号、令和2年度永平寺町上水道事業会計予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午前10時44分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○議長(江守 勲君) 休憩前に引き続き再開いたします。

失礼しました。先ほど議案の採決につきまして手違いがございましたので、もう一度させていただきたいと思っております。

これより、議案第8号、令和2年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午前10時45分 休憩)

(午前10時46分 再開)

○議長(江守 勲君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

ただいま町長から、議案第25号、永平寺町上志比特産加工直売施設条例を廃止する条例の制定について、議案第26号、永平寺町情報板施設条例を廃止する条例の制定についての2件が提出されました。

この2件を日程に追加し、それぞれ追加日程第1、追加日程第2として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

議案第25号、永平寺町上志比特産加工直売施設条例を廃止する条例の制定についてを日程に追加し、追加日程第1、議案第26号、永平寺町情報板施設条例を廃止する条例の制定についてを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

～追加日程第1 議案第25号 永平寺町上志比特産加工直売施設条例を廃止する条例の制定について～

～追加日程第2 議案第26号 永平寺町情報板施設条例を廃止する条例の制定について～

○議長(江守 勲君) 追加日程第1、議案第25号、永平寺町上志比特産加工直売施設条例を廃止する条例の制定についてから追加日程第2、議案第26号、永平寺町情報板施設条例を廃止する条例の制定についてまでの2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程をいただきました議案第25号、永平寺町上志比特産加工直売施設条例を廃止する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、協同組合上志比ショッピングプラザの敷地内に建設されていましたが、町有施設上志比特産加工直売施設を撤去する必要性が生じたため、撤去工事とともに

に、永平寺町上志比特産加工直売施設条例を廃止するものです。

あわせて、上程をいただきました議案第26号、永平寺町情報板施設条例を廃止する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、協同組合上志比ショッピングプラザの敷地内に建設されています町有施設永平寺町情報板施設を撤去する必要があるため、撤去工事とともに永平寺町情報板施設条例を廃止するものです。

詳細につきましては、この後、担当課より説明いたします。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） 議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行いたいと思います。

採決は、議案第25号から議案第26号までの2件について、1件ごとに行います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

議案第25号、永平寺町上志比特産加工直売施設条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

農林課より補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） それでは、議案第25号、永平寺町上志比特産加工直売施設条例を廃止する条例の制定について、提案理由の補足説明をさせていただきます。

この施設でございますが、上志比特産加工直売施設としまして、これ上志比地区の特産品ニンニクを中心とした特産物販売を目的としまして、平成12年に建設されましたが、今般、この施設が設置してあります土地を地権者に返還する必要があるため、建物の撤去工事を行い、原状回復をする義務が発生したものでございまして、施設の撤去とともに、施設に関する条例、永平寺町上志比特産加工直売施設条例を廃止するものでございます。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） この上志比の特産加工直売施設とかいう施設、情報板のやつも後から出てくるのですが、この建設、設置目的は何だったのですか。これの目的があれば、その目的は達せられたのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいです。

○議長（江守 勲君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） この加工施設でございますが、これは上志比地区の、その当時は上志比村でございましたが、特産品としてニンニクというものがございました。これを特産加工直売施設として平成12年に建築されましたが、平成27年に、もう数百メートル離れたところに道の駅ができて、この特産加工施設自体がそこに移行したということで、この施設の役目はそれで終わっているというところでございます。

ただ、その後、農林課のほうで管理はしてございましたが、今回はどうしても土地を返還しなくちゃいけないという理由により、今回、撤去するというものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 私は、事情によって、これ取壊しをせなあかんということについては反対するものではないのですが、ただ、今、重要なことを言われているのですが、その特産加工施設が道の駅に移転したからという話ですね。

実は本来で言うと、これトイレも併せて造られている関係で、この旧メイトといいますが、この周辺を道の駅にするという予定で造られたものではなかったんかって、僕はそう聞いているのですが、その辺はいかがですかね。

○議長（江守 勲君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 農林課でございますので、道の駅の件についてはちょっと私から申しかねます。当然これは補助金をもらった施設でございまして、県のほうにも返還を含めて相談したときに、近くにそういった道の駅があってその特産加工施設が移行したということは県のほうも認めていただきまして、補助金の返還に至らなかったということもございまして、対応としては間違っていないというふうには考えております。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 僕が質問したい意味合い、大体分かれているのかなと思うのですが。当初、上志比村では、この周辺を人が集まるような、またトイレも造って道の駅的な要素で整備する、温泉もこの辺で掘るという話もあったようですし、違うところで掘って元の所に移送すると。当時の説明では1キロぐらい温泉を引いても、それは普通のことやという説明もあったと聞いています。

要は、行政がある意味、その人の流れを変えたわけですね。それによって、この周辺はやっぱりなかなか人が集まりにくくなっていた事実もあったわけですから、この辺はね、まちづくりの将来を見据えたいろんな施設配置も含めて考えていってもらう一つの大きな教訓になるのではないかなと私が思って質問に立ったつもりでいます。私が明確に間違っているというのなら、また答弁を頂ければ結構ですけど、僕はこういうことになるのはあんまりいいことやと思っと思っています。ほんでそれが地域の人たちにとってみると本当にいいことなのかどうか、地域振興になっているのかどうかというのは、それはきちっとした立場で評価をやっぱりしておくべきではないかなというのも言っておきます。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） そういった話があったのかどうかというのは、今、私たちは確認することができませんし、ちょっと答えることができません。

ただ、温泉につきましては、旧上志比村時代にあそこに、今の禅の里温泉のところに掘り始めたということは、上志比村時代のときにも今の温泉の場所を何らかの形で拠点にしていこうという思いであそこに掘ったのかなというふうな思いもありますので、当時のことをちょっと調べる、いろいろな方に聞けばいいかもしれませんが、今、正式にそういうふうな決定があつて、そういうふうな思いがあつたというのは今のところ私は、ちょっと把握はしておりません。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、これで議案第25号、永平寺町上志比特産加工直売施設条例を廃止する条例の制定についての第1審議を終わります。

暫時休憩いたします。

（午前10時57分 休憩）

（午前10時58分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

これより、議案第25号、永平寺町上志比特産加工直売施設条例を廃止する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、議案第26号、永平寺町情報板施設条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

上志比支所長より補足説明を求めます。

上志比支所長。

○上志比支所長(山田孝明君) 議案第26号、永平寺町情報板施設条例を廃止する条例の制定について、提案理由の補足説明をさせていただきます。

町有施設永平寺町情報板施設は、町の行政連絡等、地域住民生活に必要な情報を正確かつ迅速に伝達することを目的としまして、永平寺町牧福島地係、ショッピングプラザメイト敷地内に平成8年に設置をいたしました。

今般、この施設が設置してある土地を地権者に返還する必要が生じました。このため、施設の撤去工事を行い、原状回復の義務が発生したため、施設の撤去工事とともに施設に関する条例、永平寺町情報板施設条例を廃止するものでありま

す。

なお、令和2年4月1日からの施行とさせていただきます。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

ないようですから、これで議案第26号、永平寺町情報板施設条例を廃止する条例の制定についての第1審議を終わります。

暫時休憩いたします。

（午前11時00分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論なしと認めます。

これより、議案第26号、永平寺町情報板施設条例を廃止する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第10 委員会の閉会中の継続審査について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第10、委員会の閉会中の継続審査についての件を議題とします。

教育民生常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

（午前11時02分 休憩）

（午前11時03分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第11 委員会の閉会中の継続調査について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第11、閉会中の継続調査の申出の件を議題とします。

総務産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会広報特別委員会、行財政改革特別委員会、議会改革特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付すことに決定いたしました。

ここで、議員の発言について申し上げます。

議員活動の基本は、言論が基本で、自由な発言が原則であります。無礼な発言、議会の品位を落とすような発言等は制限されています。

定例会において発言の取消しや訂正が続いたことを受け、二度とこのようなことがないように、議会として、議員全員で共生社会の確立に向けた研さんをし、議員の意識改革に取り組むことを決意します。

議員各位のご協力を切に望みますので、よろしくお願い申し上げます。

暫時休憩いたします。

（午前11時08分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了しました。

お諮りします。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第1回永平寺町議会定例会を閉会します。

年度最後の定例会を閉会するに当たり、一言申し上げます。

議員各位には、去る2月25日の開会以来18日間にわたり、その間、提案されました数多くの重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたこと、深く感謝申し上げます。

この定例会では、令和2年度当初予算を含め多数の重要議案を審議し、可決、承認いたしました。各議員から都度都度質疑があり、それぞれ回答がありました。議員の発言は大変重いものであります。

令和2年度一般会計予算及び特別会計予算に対し、議会として次の点にご留意

いただきますようお願いいたします。

1、えちぜん鉄道利用促進事業は、利用したくなるような施策と利用しやすい施策を行うこと。

2、町職員の女性幹部の登用への環境づくりと受入れ体制を確立すること。

3、空き家対策は、各課連携し、有効に着実に実行すること。

4、I o T推進事業は、令和2年度を区切りの年として、目的達成に努めるとともに、今後の方向性を見極めること。

5、ブランド戦略と永平寺町観光物産協会の担う事業内容を精査し、取り組むこと。

6、各種補助金は、要綱を必ず整備し、執行すること。

7、永平寺インター線整備事業は、インター周辺をどのように開発、整備するか明確にし、進めること。

8、地域づくり応援事業は、交付要綱に定められた補助対象、補助額、回数、審査会などを見直し、示すこと。

9、上水道事業は、有収率の向上に向けて、さらに積極的に取り組むこと。

以上の9点を申し添えます。

理事者の皆様におかれましては、審議の中における質疑、提案等を謙虚に受け止めていただき、常に町民のための町政運営を図られますよう、切に要望するものであります。

終わりに、今会期中に賜りました議員、理事者の皆様のご協力に対し、心からお礼を申し上げます。

今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げまして、閉会のご挨拶に代えさせていただきます。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、2月25日の開会から本日まで、本定例会にご提案申し上げました令和元年度補正予算をはじめとする重要案件について、慎重にご審議をいただき、ご決議を賜り、誠にありがとうございました。また、各任命のご同意をいただき、重ねて厚く御礼申し上げます。

そして今議会では、新型コロナウイルス対策として、日程についてもご配慮をいただきました。重ねて厚く御礼申し上げます。

一般質問におきましては、町政の各分野につきまして多数のご質問を頂きましたが、いずれも厳正に受け止め、現状並びに課題の所存を十分に認識し、町政発展のため努めてまいる所存でございますので、議員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルスについては、12日正午現在、クルーズ船乗客を除き627名の感染が報告され、日に日に感染者数が増え続けております。日本政府は、中国、韓国からの入国者に対し、14日間の待機と公共交通機関の利用自粛を要請し、世界各国においても対応は様々ではありますが、入国や行動規制を実施しており、水際対策を強化しているところであります。

県内におきましては、感染者は出ていないものの、隣接する全ての県で感染者が出ており、感染者が出た場合の準備を整えているところでございます。また、県の施設につきましては、子ども向け屋外施設以外は24日まで休館措置を延長し、県主催のイベント中止についても同日まで延長しております。

町内におきましては、政府からの小中学校等の臨時休業要請に伴い3月24日まで休業としており、これに伴い、自宅で子どもを見守ることができない家庭への対応として、児童クラブは受入れを継続し、受入れ場所は学校教室とし、1教室10人程度となるよう複数教室を使用しております。また、教育支援員、給食調理員、さらに学校の教員のご協力を得ながら、安全にお預かりすることができております。

また、町が主催する行事につきましては、3月15日まで中止することとしておりましたが、国、県の動向や感染者が拡大している状況を考慮し、3月末日まで延長したところでございます。

庁舎内におきましては、住民と接することの多い窓口業務職員におきましてマスクの着用を指示し、さらに来客が多い庁舎、1階各課に次亜塩素酸水が噴霧される空間除菌機を設置したところであり、各児童クラブや高齢者が多く集まる福祉施設にも設置し、感染防止に努めているところでございます。

また、新型肺炎がもたらす経済への影響については、観光客の減少や部品調達の遅れ等による経済の滞りなど、町内企業におきましても影響を受けているところであり、永平寺町におきましては、永平寺町中小企業融資貸付金の要綱を見直し、9月30日までは運転資金が調達しやすい体制を確保しております。なお、期限につきましては、今後の状況を鑑み、適切に対応してまいります。

今後も国、県からの情報に注意を払い、関係機関と連携を取りながら対応して

まいります。

令和時代の2年目を迎え、東京オリンピックの開催、2023年北陸新幹線の敦賀開業、中部縦貫自動車道大野油坂道の開通など、町を取り巻く環境が刻々と変化を迎えることとなります。このような変化に対応できるように、しっかりと仕組みづくりと人づくりに取り組み、総合振興計画の達成に向け努力してまいります。

結びに、議員の皆様におかれましては、健康にご留意され、新年度を迎えていただきますようお願い申し上げます、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

(午前11時18分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員